

水利施設管理者設置要綱

(目的)

第1条 災害を未然に防止し、地域住民の安全を確保するため、新池・大池樋門に水利施設管理者を設置する。

(水利施設管理者)

第2条 水利施設管理者は、水利施設の利益を受ける農家の代表とする。

(任期)

第3条 水利施設管理者の任期は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。ただし、再任は妨げないものとする。

(水利施設管理者の業務)

第4条 水利施設管理者の業務は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 水利施設が常に正常に作動できるよう巡回、点検すること。
- (2) 災害が予想される場合、非門の開閉等適切な処置をすること。

(報償費の支払い)

第5条 水利施設管理者に対する報償費の支払いについては、次の各号に定めるところによる。

- (1) 支払う金額は年額単位とし、予算の範囲内で別に定め、業務に従事した場合に支払うものとする。
ただし、年の途中で水利施設管理者に異動があった場合は、従事した月数により按分して支払うものとし、月の途中で水利施設管理者に異動があった場合は、当該月の在任日数の多い者に支払うものとする。
- (2) 報償費は、毎年度末に支払うものとする。

付 則

この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。